

地方公共団体における総合評価方式の 導入状況調査について

国土交通省国土技術政策総合研究所 ○塩崎修男^{*1}

同 上 堤 達也^{*1}

同 上 伊藤弘之^{*1}

By Nobuo SHIOZAKI, Tatsuya TSUTSUMI, Hiroyuki ITO

平成 17 年 4 月 1 日より「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、今後、地方公共団体においても公共工事の品質を確保していくための調達手法として、価格と価格以外の多様な要素とを総合的に評価し、落札者を決定する「総合評価方式」が普及・促進されることが求められる。

国土交通省国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）では、地方公共団体における品確法の認知状況や総合評価方式の導入状況及び適用事例等について、平成 17 年 4 月から 5 月にかけてアンケート調査を行った。

本稿では、今回のアンケート調査結果について整理・分析した結果を示している。本調査では、特に、市区町村において品確法の認知状況や総合評価方式の導入状況が不十分であることが分かった他、総合評価方式の導入に係わる課題等が明らかとなっている。

【キーワード】品確法、総合評価方式、地方公共団体、技術力競争

1. はじめに

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政状況により公共投資が減少している中で、公共工事における価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等により公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となってきている。

このような背景を踏まえて公共工事の品質確保を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として「品確法」が施行されている。「品確法」においては、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされ、より適切な技術又は工夫により、公共工事の品質を確保していく」ことを基本理念としており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

総合評価方式では、落札者の決定において、価格に加えて入札者より提出された公共工事の品質に係わる技術提案の優劣を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とするのが基本となる。

総合評価方式においては、技術的能力を有するものが施工することで、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の国民に利益がもたらされる。また、民間企業が技術力競争を行うモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格だけによらない競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待されている。

国土交通省においては、平成 11 年度より、大規模かつ難易度の高い工事を対象として、価格に加えて公共工事の品質に係わる技術提案の優劣を総合的

^{*1} 建設マネジメント技術研究室 029-864-4239

に評価することにより、総合評価方式を実施しているが、全国の公共工事のうち工事規模が5000万円未満の工事が全発注件数の約70%以上を占めており、また90%以上の工事が地方公共団体によるものであることを踏まえると、我が国の公共工事全体の品質確保のためには、地方公共団体に重点をおき、規模の小さな工事や難易度の低い工事を対象に、品確法の趣旨を徹底するとともに、総合評価方式の普及・促進を図ることが重要となる。

このため、国総研においては、地方公共団体における品確法の普及や総合評価方式の導入のあり方を探るため、品確法が施行されて間もない平成17年4月から5月にかけて、地方公共団体を対象に、品確法に係わる認識状況や総合評価方式の導入状況等についてアンケート調査を行った。

2. アンケート調査の結果

(1) 調査概要

アンケートは、全ての地方公共団体を対象に調査票を配布しており、内容は表-1の通りである。

アンケート調査の回答状況は、表-2の通りであり、概ね95%の回答率を確保することができた。

表-1 アンケートの主な内容

1	地方公共団体における品確法の認知状況
2	地方公共団体における総合評価方式の認知状況
3	総合評価方式の導入状況
4	総合評価方式導入済みの地方公共団体の状況
5	総合評価方式導入の効果と課題

表-2 アンケート回答状況

区 分	対象数	回答数	回答率
都道府県	47	47	100.0%
指定都市	14	14	100.0%
市区町村	2,385	2,247	94.2%
合計	2,446	2,308	94.4%

(2) 品確法の認知状況

品確法の認知状況は図-1の通りである。都道府県及び指定都市のほとんどで認知されているが、市区町村では6割以上で「聞いたことがあるが、内容

は知らない」、あるいは「聞いたこともない」と回答している。

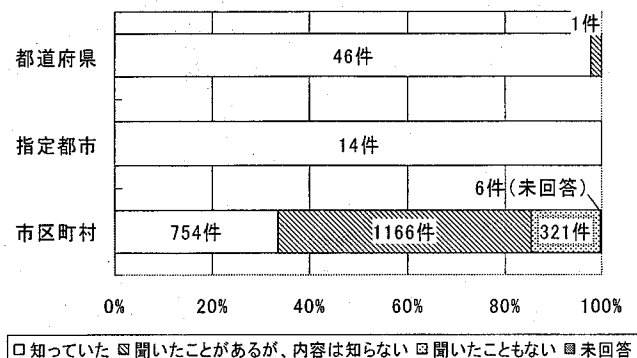


図-1 品確法の認知状況

(3) 総合評価方式の認知状況

総合評価方式の認知状況は図-2の通りである。品確法の認知度と同様の傾向となっており、6割以上の市区町村では「聞いたことがあるが内容は知らない」、あるいは「聞いたこともない」と回答している。

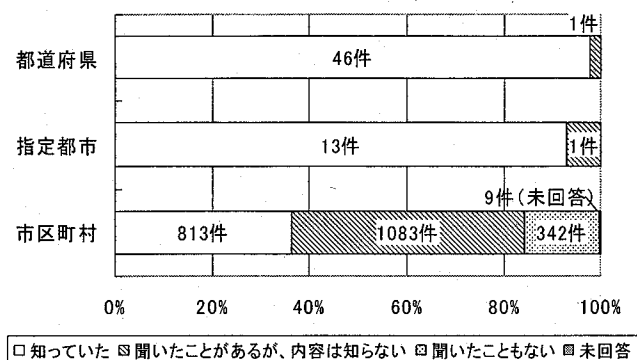


図-2 総合評価方式の認知状況

(4) 総合評価方式の導入状況

総合評価方式の導入状況は図-3の通りである。

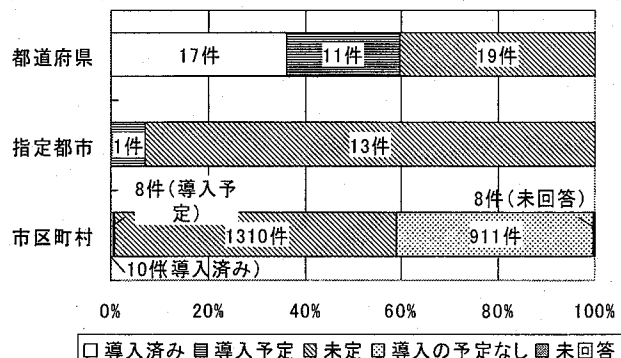
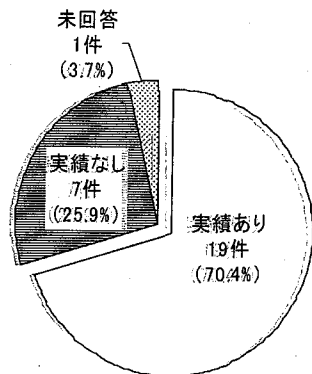


図-3 総合評価方式の導入状況

導入済みが27件(1.2%)、導入予定が20件(0.9%)、未定及び導入の予定なしが2,253件(97.6%)となっている。特に、市区町村では、約4割が「導入の予定なし」と回答している。

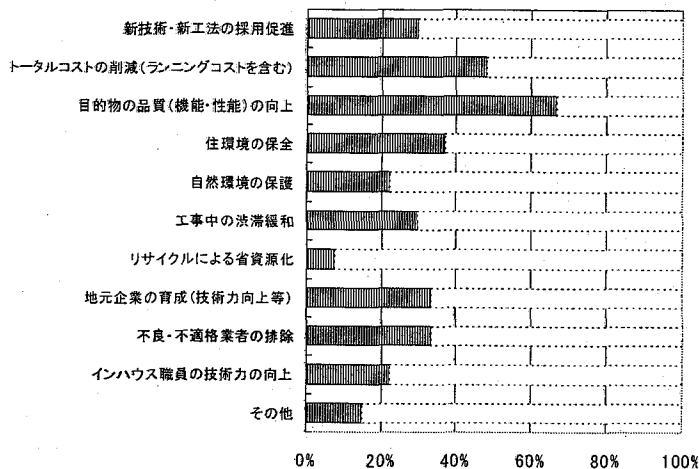
また、総合評価方式を導入済みの地方公共団体における実施状況は図－４の通りである。約３割の地方公共団体は制度としては導入済みであるが、未実施となっている。



図－４ 総合評価方式の実施状況

(５) 総合評価方式の導入による効果

総合評価方式を導入済みの地方公共団体における総合評価方式による効果は図－５の通りである。「目的物の品質向上」、「トータルコストの削減」、「住環境の保全」等の社会的要請への対応や「不良不適格業者の排除」等に効果があるとする回答が多く、導入済みの地方公共団体においては、総合評価方式について公共工事の品質確保上の一定の効果があることを認識しているようである。



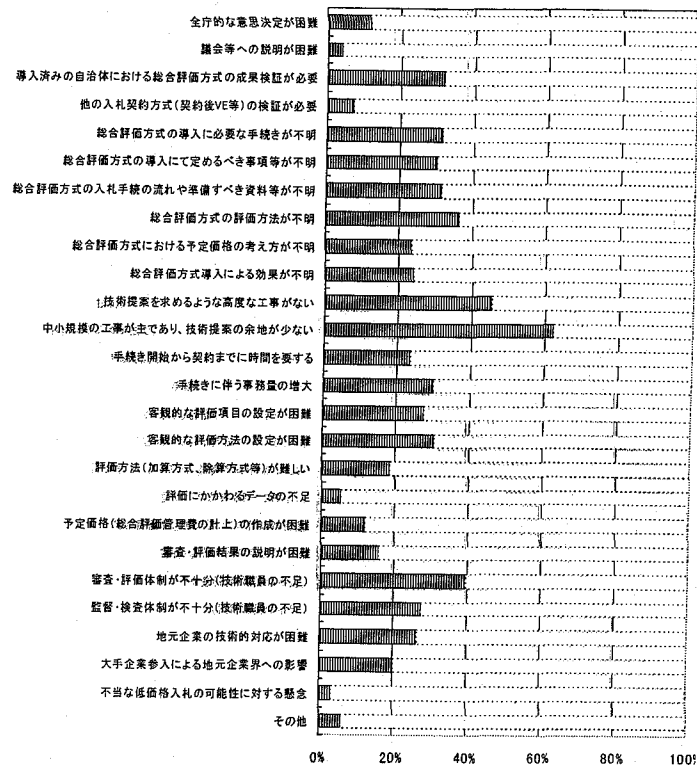
図－５ 総合評価方式の導入による効果

(６) 総合評価方式の導入にあたっての課題

総合評価方式の導入について「未定又は予定なし」と回答した地方公共団体において、総合評価方式の導入にあたっての課題は図－６の通りである。

「中小規模の工事が主であり、技術提案の余地が少ない」、「技術提案を求めるような高度な工事がな

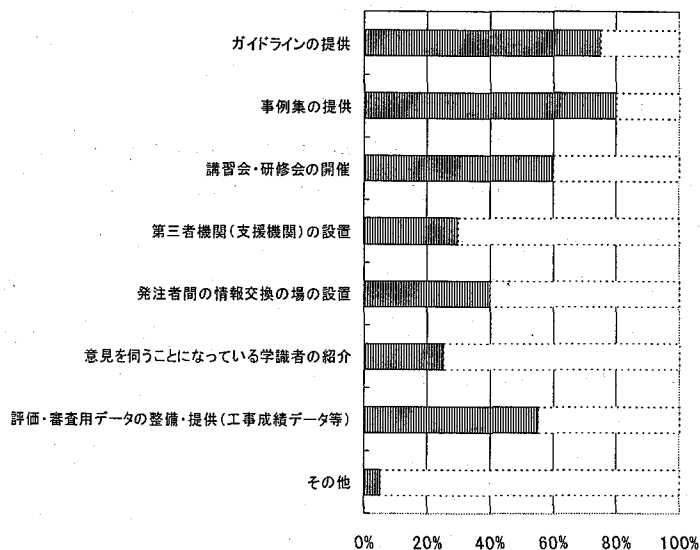
い」との回答が多く、このような中小規模等工事に適した総合評価方式が求められている一方で、「審査・評価体制が不十分(技術職員の不足)」や「手続きに伴う事務量の増大」といった発注者側の体制に係わる課題も多い。



図－６ 総合評価方式の導入にあたっての課題

(７) 総合評価方式導入に係わる国等への要望

地方公共団体における国等への要望事項は図－７の通りである。「ガイドライン・事例集の提供」や「講習会・研修会の開催」等、総合評価方式に係わる理解・普及の支援に対する要望が約８割になっている。



図－７ 国等への要望

また、「発注者間の情報交換の場の提供」、「第三者機関（支援機関）の設置」、「意見を伺う学識者の紹介」等、実施体制の整備に係わる要望も多くなっている。

3. 地方公共団体における総合評価方式導入について

アンケートの実施時点では「品確法」や「総合評価方式」に対する認知度は低く、本法律の趣旨や総合評価方式の方法などを地方公共団体へ周知させていくことが大きな課題であることが明らかになった。

一方では、総合評価方式を導入することによる一定の効果は理解されているものの、「総合評価方式の評価方法に対する理解が不十分」、「手続きに伴う事務量の増大」、「審査・評価体制が不十分（技術職員の不足）」等の回答が多く、総合評価方式を導入するための体制が十分に整備されていない状況がうかがえる。

4. おわりに

本稿では、アンケートを通じて地方公共団体の現状を把握し、総合評価方式の導入に伴う効果と課題を整理した。

平成 17 年 8 月に政府により、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が定められた。今後は、各発注者において総合評価方式を活用して落札者を決定する工事が増加すると予想されるが、公共工事の品質を確保するためには、引き続き地方公共団体での導入状況や課題を分析し、発注者の支援や総合評価方式の改善を図ることが重要であると考えている。

国総研では、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会（委員長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）」での検討を踏まえ、総合評価方式の方法の具体例を記載したガイドラインを作成している。このガイドラインが、各発注者の総合評価方式導入および実施への一助となるよう、今後も必要な改善を行っていきたいと考えている。

Research on introduction of Overall Evaluation Bidding Method in the local governments

By Nobuo SHIOZAKI, Tatsuya TSUTSUMI and Hiroyuki ITO

“Act for Promoting Quality Assurance in Public Works” was enforced on April 1 2005. Consequently, local governments also should introduce “Overall Evaluation Bidding Method with Technical Proposal”, which comprehensively evaluates proposals from various aspects and construction cost.

The National Institute for Land and Infrastructure Management conducted the questionnaire survey on “Overall Evaluation Bidding Methods with Technical Proposal” to all the local governments in April and May, 2005.

This study shows the results of the questionnaire survey. From this survey we could find that the Act and “Overall Evaluation Bidding Method with Technical Proposal” had not been spread enough especially among the municipalities ,and what kinds of problems they had ,in order to introduce “Overall Evaluation Bidding Methods with Technical Proposal”.